

基発第0127003号
平成21年1月27日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成20年度中央労働基準監察結果の概要について

標記について、別添のとおり取りまとめたので、今後の行政運営においてより効果的な行政展開を図るため、取り入れるべき事項は積極的に取り入れ、また、改善を図るべき事項については同種の問題点が認められるか否かを精査し、必要と認められる場合には、早期かつ確実に改善を図られたい。

なお、本監察結果の概要は、外部に公表することを前提としているものではないので、取扱いについては十分注意されたい。

また、労働基準部及び各署配布分については、別途それぞれ送付することとしているので了知されたい。

平成20年度中央労働基準監察結果の概要

平成21年1月

厚生労働省労働基準局

目 次

概況	1
第1 行政の重点化を指向した総合的な労働行政の展開	2
1 行政課題の把握	2
2 各部署間の連携	2
第2 主要対策の推進状況	3
1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止のための対策の推進	3
(1) 長時間労働の抑制に向けた対策	3
(2) 過重労働による健康障害防止のための対策	4
(3) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組	4
2 雇用・就業形態の多様化を踏まえた労働条件の確保対策	5
(1) 派遣労働者及び業務請負労働者	5
(2) 有期契約労働者及び短時間労働者	6
3 労働者の安全と健康確保のための対策の推進	6
(1) 第11次労働災害防止計画の策定状況	6
(2) 労働災害の減少に向けた対策の推進	6
(3) 職業性疾病予防対策の推進	8
(4) アスベストによる健康障害防止対策の推進	9
(5) 危険性又は有害性等の調査等及び労働安全衛生マネジメントシステム の普及促進等	9
4 一般労働条件の確保・改善対策の推進	10
(1) 一般労働条件の確保・改善対策	10
(2) 労働時間管理の適正化の徹底	11
5 最低賃金制度の適正な運営	12
(1) 最低賃金の周知等	12
(2) 最低賃金の履行確保のための監督指導	13
6 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進	14
(1) 技能実習生	14
(2) 自動車運転者	15
第3 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況	15
1 年間監督指導計画の策定状況	15
2 年間安全衛生業務計画の策定状況	16
3 監督指導計画と安全衛生計画の調整の状況	16
第4 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況	17
1 申告・相談事案への対応	17

2	監督指導業務の実施状況	18
(1)	監督指導の実施状況	18
(2)	司法処理の取組状況	18
3	安全衛生業務の実施状況	19
第5	その他	20
1	地方労働基準監察制度の運営状況	20
2	労働基準行政内部の研修の実施状況	20

概 況

平成20年度の労働基準行政（労災補償行政に係るものを除く。）に係る中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、東京、大阪を始めとする25の都道府県労働局（以下「局」という。）及びその管下の34の労働基準監督署（以下「署」という。）に対し、①地方労働行政運営方針等を踏まえた、管内の経済・雇用情勢及び産業・就業構造の変化等に的確に対応した重点課題の選定と重点指向に徹したPDCAサイクルを念頭に置いた効果的かつ効率的な業務運営の状況、②総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた、労働基準部と局内他部室との連携、労働基準部内各課室・署内各課（方面）の連携及び局の署に対する指導調整並びに局・署の各級管理者による進行管理等の状況、③制定・改正された法令等の趣旨や内容の十分な理解に基づく行政推進、④監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導の実施、⑤過去の中央監察において指摘された事項に対する対応状況、⑥上記事項が適切に行われていない場合の原因究明及び対応状況、⑦局・署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項の有無及びその業務運営の状況について実施した。

その結果をみると、経済情勢の悪化等による影響により雇用情勢は下降局面にあり、派遣労働者、有期契約労働者等のいわゆる非正規労働者を中心に雇用調整の対象とされ解雇や雇止め等が行われている状況がみられるほか、申告・相談についても増加基調が続いている状況下において、総じて各局とも、本年度の地方労働行政運営方針等を踏まえ、管内における行政需要を的確に把握し、各部署間の連携を図りながら、PDCAサイクルを念頭に置いた重点的かつ効果的な行政運営に努めており、特に、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止などについて積極的な業務運営を図っている状況がみられる。

しかしながら、一方では、厳しい定員事情の中、局からの適切な指導調整の下で局・署が一体となって各種対策を着実に、かつ効率的に推進するという観点及び行政の重点課題として社会的関心が高い対策をより積極的に推進するという観点から、なお改善を要する事項が少なからず認められる。

このため、監察結果の概要として、下記のとおり、今後において行政を的確に運営するため早急に改善を図ることが必要な事項を取りまとめるとともに、独自に創意工夫を凝らして取り組んでいる事項など、各局の行政運営上参考になり得ると考えられる事項を取りまとめたところである。

本年度、中央監察の対象となった局はもとより、対象とならなかった局においても、今後の行政運営においてより効果的な行政展開を図るため、取り入れるべき事項は積極的に取り入れ、また、改善を図るべき事項については同種の問題点が認められるか否かを精査し、必要と認められる場合には、早期かつ確実に改善を図ることが求められる。

記

第1 行政の重点化を指向した総合的な労働行政の展開

1 行政課題の把握

総じて各局とも、申告・相談の状況、労働災害の発生状況、各種届出等の状況、監督指導結果等の行政実績などの各種情報に加え、新たに示された適用事業場数からその変化等を把握し、これらを総合的に分析することにより、管内の行政課題を的確に把握し、効果的な対策を講じようと努めている状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、管内の行政課題の把握について、主要な重点対象に対する監督指導結果を分析しておらず、同対象に係る対策の進捗状況が把握されていないものがみられるほか、次のような問題点がみられる。

ア 情報に基づく監督指導（以下「情報監督」という。）について、定期監督の業務量の4割弱を占めているにもかかわらず、当該監督指導結果について、業種、規模、法違反の状況や態様等の分析を行っておらず、管内の労働条件確保上の問題の所在を的確に把握しようとする意識が希薄なもの

イ 食料品製造業における労働災害について、休業災害発生件数が前年比約2割増加し、製造業中最も多い業種となり、その災害防止を主要対策に位置付けているにもかかわらず、事故の型別、起因物別等の災害統計による分析にとどまっており、具体的な災害発生状況を踏まえた効果的な対策が講じられていないもの

2 各部署間の連携

各局とも、労働基準部内、署内の各部署及び局・署の連携並びに局内他部室や公共職業安定所（以下「所」という。）との連携を図りながら、総合的な労働行政を展開しようとする状況がみられ、多くの局において、改正最低賃

金法について、局賃金課室が需給調整事業担当部署（以下「需調部署」という。）と連携して派遣元事業主に対して効果的な周知を図っているものがみられるほか、中には、署において、定期的に、所から週 40 時間未達成等の労働基準関係法令上の問題が認められる事業場の情報の提供を受け、これらの事業場に対し自主点検を実施しているものがみられる。

第2 主要対策の推進状況

1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止のための対策の推進

(1) 長時間労働の抑制に向けた対策

総じて各局とも、長時間労働の抑制のための対策については、限度基準に適合していない時間外労働協定届を届け出た事業場に対し、窓口指導を的確に実施するとともに、

中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 局独自に「36 協定適正化キャンペーン」を実施し、県の経営者協会及び連合の各幹部に対して、都道府県労働局長（以下「局長」という。）が時間外労働協定の適正化についての要請文を手交するとともに、同旨の要請書を 140 の労使団体に送付したほか、事業主向け及び労働者向けの 2 種類のリーフレットを作成し、監督指導、集団指導、説明会等、あらゆる機会に周知し、さらにこれら一連の取組状況を記者発表しているもの

イ

しかしながら、一部の局においては、時間外労働協定届の窓口指導について、返戻指導等がほとんど行われていないもの、窓口指導の経緯に係る記録が整理されていないもの、返戻指導後一定期間を経過しても再提出がない事業場に対して再提出指導を行っていないものがみられるほか、次のような問題点がみられる。

ア

それ以外の事業場への取組方針が明らかになっていないもの

イ

適切に行われていないもの

(2) 過重労働による健康障害防止のための対策

各局とも、過重労働による健康障害防止のための総合対策（以下「過重労働防止対策」という。）については、最重点課題の一つとして位置付けて、積極的に取り組んでいる状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 過重労働防止対策に係る監督指導及び個別指導を効果的に行うため、法違反、指導等の措置を的確に実施するためのフローチャートを作成し、関係職員に配布しているもの

イ 過重労働防止対策の周知啓発のため、県、社会保険労務士会等との共催によるフォーラムを開催し、弁護士による過重労働による健康障害と使用者の法的責任や精神科医によるメンタルヘルス対策の講演を組み込むなど、労使の関心の高いものとする事により、多数の参加を得ているもの

しかしながら、一部の局においては、いまだに、

などの問題点がみられる。

(3) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組

各局とも、「仕事と生活の調和推進会議要綱」に基づき、地域の関係労使をはじめ地方公共団体、学識経験者等による「仕事と生活の調和推進会議」の円滑な開催に努めている状況がみられ、中には、その構成員として、地方公共団

体、労使団体に加え、NPO法人、県市長会、県町村会、観光関連事業を行う県の外郭団体等からも広く参加を得ているなど、仕事と生活の調和についての気運の醸成を図るための積極的な取組を行っているものがみられる。

2 雇用・就業形態の多様化を踏まえた労働条件の確保対策

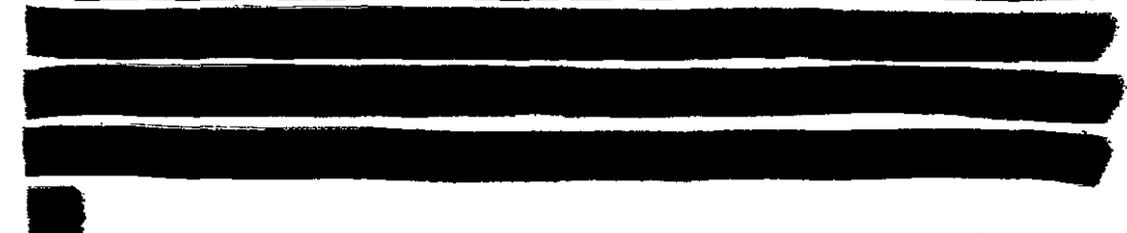
(1) 派遣労働者及び業務請負労働者

総じて各局とも、派遣労働者及び業務請負労働者の労働条件の確保については、最重点課題の一つとして位置付け積極的に取り組んでいる状況がみられ、また、多くの局において、
ほか、当該事業場が管轄外にある場合には、所轄の署に情報を伝達し、情報を得た署においても監督指導を確実に実施するなど適切な処理を行っている状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点がみられる。

ア 管内の派遣元事業者数が大幅に増加しており、申告・相談についても増加傾向にあるにもかかわらず、局として、問題の所在を踏まえた各種行政手法を効果的に組み合わせた対策を策定していないため、署においては、単に申告処理や情報監督の実施、他の重点対象として実施する監督指導時における指導を行うにとどまっているもの

イ



ウ



エ 偽装請負の就労実態を把握した事案について、平成18年以降、需調部署へ38件の情報提供を行っているが、当該情報提供に対する回報は3件にとどまっているにもかかわらず、必要な働きかけを行っていないもの

(2) 有期契約労働者及び短時間労働者

多くの局において、有期契約労働者及び短時間労働者について、それぞれの雇用・就業形態に応じた労働条件の確保に向けた取組を推進しようと努めており、署管理者においては、これら労働者の労働条件について、監督指導時に確認したかどうかは監督復命書からは不明である場合であっても、復命書の決裁時等に監督官から直接確認する等の必要な対応を行っている状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、監督指導時において有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準に係る指導が全く行われていないなどその取組がいまだに低調である状況がみられる。

3 労働者の安全と健康確保のための対策の推進

(1) 第11次労働災害防止計画の策定状況

総じて各局とも、本省策定の第11次の労働災害防止計画（以下「11次防」という。）を踏まえ局独自の11次防を策定している状況がみられ、中には、第10次の労働災害防止計画（以下「10次防」という。）の主要対策ごとに、実績・効果、それに対する評価及び今後の課題を詳細に把握・分析し、これを踏まえた的確な11次防を策定しているものがみられる。

しかしながら、一部の局においては、第2四半期に至るまで11次防が策定されていないものがみられるほか、一部の主要対策について、10次防における推進状況の取りまとめが担当者任せであり、組織的な検討が行われないうま11次防を策定しているものがみられる。

(2) 労働災害の減少に向けた対策の推進

多くの局において、創意工夫を凝らしながら効果的な労働災害防止対策の推進に努めている状況がみられ、中には、次のような積極的な取組を行っているものがみられる。

ア

[REDACTED]

[REDACTED] 各局管内の当該

店社の管理下の現場における死亡災害の発生が防止され、休業災害も前年比

で半減させるなど、効果的な対策を推進しているもの

イ 署において、道路貨物運送業の労働災害が増加し、特に死亡災害は2年連続して5件以上発生したことから、①県トラック協会支部内に設置されている6地区の協議会すべてに対する集団指導の実施及び同協会の主要な事業者から構成される「労務・安全研究会」の設置、②署独自に監督指導時等における安全衛生管理チェックリスト及び交通労働災害防止のためのガイドラインに係る指導文例を作成し、その活用による的確な指導の徹底、等の積極的な取組により、翌年の死亡災害の発生が防止され、休業災害も対前年比約3割減少させる等の成果を上げているもの

ウ

等局署が一体となった効果的な対策を推進しているもの

エ 署において、鉄鋼業において死亡災害が相次いで発生したことから、事案に応じて司法処分を行ったほか、主要な大手5社の事業所長等経営首脳に対して、労働基準監督署長（以下「署長」という。）から要請文書を直接交付し、労働災害防止の徹底を強く指導したところ、経営首脳による毎週の安全巡視の実施、安全朝礼や講話の実施、安全確保のための多額の設備投資など、各社において積極的な取組が行われることとなったもの

しかしながら、一部の局においては、製造業における労働災害防止対策について、既存の事業者団体に属する事業場を対象として集団指導等を行うのみで、それ以外の事業場に対する取組を行っていないものがみられるほか、次のような問題点がみられる。

ア 労働災害が直近5年間において増加している中で、昨年の労働災害発生件数が対前年比で11%の増加となり、過去20年間で最多となったにもかかわらず、漫然と従来からの対策の実施にとどまっているもの

イ 道路貨物運送業における墜落・転落災害が増加している中で、その防止対策を11次防の主要対策に位置づけているにもかかわらず、具体的な行政手法等を定めていないため、署の取組も災害発生事業場への個別の対応のみにとどまり、局全体としての対策の推進が図られていないもの

(3) 職業性疾病予防対策の推進

総じて各局とも、職業性疾病予防対策については、改正された粉じん障害防止規則の規定を踏まえ、ずい道建設工事に対する的確な監督指導の実施に努めているほか、第7次粉じん障害防止総合対策（以下「7次粉じん対策」という。）を策定するなどにより、計画的に推進しようとしている状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア

[Redacted]

イ

[Redacted]

ウ 産業保健推進センターの協力を得て、局独自に、作業環境測定の基本知識（簡易測定の方法、評価結果の見方等）について解説した冊子を作成し、監督指導、個別指導等に活用するほか、経験の浅い監督官、厚生労働技官の資質向上を図るための研修の資料として活用しているもの

しかしながら、一部の局においては、7次粉じん対策が第3四半期に至るまで策定されていないもののほか、次のような問題点がみられる。

ア 署において把握しているアーク溶接作業を行う事業場数が、金属製品製造業等の適用事業場数から判断して明らかに不十分であるにもかかわらず、前次計画の実績、監督指導等の履歴、じん肺管理状況報告等の分析、さらには通信調査の実施など未把握事業場を解消するための取組を行っていないもの

イ

[Redacted] 各年度の実施事項が具

体的に定められないこととなっているもの

(4) アスベストによる健康障害防止対策の推進

総じて各局とも、アスベストによる健康障害防止対策については、アスベストが使用されている建築物等の解体等の工事（以下「アスベスト解体工事」という。）について、地方公共団体との連携等により現場の把握に努めている状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア

[Redacted text block]

対策の徹底を図っているもの

イ 石綿等の製造・取扱い業務に係る健康管理手帳の申請が急増したことを踏まえ、申請者の利便を図るため、局独自に健康管理手帳の交付手続を分かりやすくまとめた冊子を作成し、配布しているもの
しかしながら、一部の局においては、次のような問題点がみられる。

ア

[Redacted text block]

イ 計画届等が提出されたアスベスト解体工事に対する実地調査の省略の可否について、署長の決裁を受けることなく担当者みでの判断により行われているもの

(5) 危険性又は有害性等の調査等及び労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等

多くの局において、危険性又は有害性等の調査等（以下「リスクアセスメント」という。）及び労働安全衛生マネジメントシステム（以下「マネジメ

ントシステム」という。)については、管内の普及状況の把握を行うとともに、業界団体を活用して自主的な協議会の活動を積極的に支援するなど、その普及促進に努めている状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 局署幹部が、管内の主要事業場約 70 社を訪問し、企業トップに対しリスクアセスメントの導入等について、直接要請を行っているもの

イ 災害発生事業場に対する再発防止に係る個別指導等において、リスクアセスメント指針に基づく記録の作成を指導し、その記録を確認することにより導入状況の評価を行い、これに基づき取組が不十分と認められる事業場に対しては、取組状況に応じたきめ細かな指導を行っているもの

しかしながら、少なからぬ局においては、リスクアセスメント等の普及促進に係る取組について、11 次防の主要対策と位置づけているにもかかわらず、10 次防における取組による普及状況を整理していないものや個別指導による普及指導にとどまり、中期的な視点に立った局署における体系的な取組が行われていないものなど、リスクアセスメント等の適切な実施の促進が図られていないものがみられる。

4 一般労働条件の確保・改善対策の推進

(1) 一般労働条件の確保・改善対策

総じて各局とも、一般労働条件確保・改善対策については、管内の状況等を分析・検討した上で、一定期間を区切り、当該期間において取り組むべき重点対象を選定し、各年度の行政手法等を明確にした中期計画を策定することで、計画的かつ効率的に推進しようとして努めている状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア

割増賃金の遡及是正及び適切な労働時間管理が行われ、さらには、自動車小売業で組織される事業主団体が労働時間等設定改善援助事業を活用して自主的な改善に取り組むこととなったもの

イ 県の建設業者の入札資格要件の審査事項に育児休業制度の導入の有無が

盛り込まれる旨の情報を得たことから、建設業者が同制度に係る規程を策定し署長に届け出を行うに際して、併せて就業規則全体の整備をも行うよう指導することを県に働きかけ、多くの事業場について就業規則の整備が図られているもの

ウ 裁判員制度が平成 21 年 5 月から開始されることを踏まえ、労働者が裁判員となった場合の労働基準法適用上の留意点等について取りまとめて署に通知し、使用者及び労働者からの相談に的確に対応できるように備えているもの

しかしながら、少なからぬ局においては、

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted] みられるほ

か、一部の局においては、次のような問題点がみられる。

ア [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

イ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

ウ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

エ バイシクルメッセンジャー等を使用する事業場への対応について、① [Redacted]
[Redacted]
[Redacted] ② [Redacted]
[Redacted] 着実に実施していないもの

(2) 労働時間管理の適正化の徹底

総じて各局とも、労働時間管理の適正化については、賃金不払残業総合対策要綱等に基づき総合的な対策を推進しており、11月の「労働時間適正化キャンペーン」を中心として、労使の主体的な取組を促進するとともに、積極的かつ効果的な監督指導等を実施している状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 署において、大手運送会社の賃金不払残業事案において、他局管内においても同様の問題が生じていることが判明したことから、管轄下の事業場に対する是正勧告、指導にとどまらず、本社に対して全社的な改善を迫る指導を行った結果、全国の支店において労働時間管理の適正化が図られるとともに、2年間にわたる多額の割増賃金を遡及是正させたもの

イ 労働時間の不適正な管理について繰り返し情報が寄せられた事業場に対して監督指導を行った際に、労働組合に対しても労働時間管理の適正化への取組を働きかけ、相談窓口を設置させたほか、職場環境を改善するための労使委員会の活動状況等を報告させた結果、適正な労働時間管理の定着が図られたもの

しかしながら、一部の局においては、賃金不払残業に係る情報監督において、

_____などがみられる。

5 最低賃金制度の適正な運営

(1) 最低賃金の周知等

各局とも、地方最低賃金審議会の運営に当たっては、セーフティネットとして一層適切に機能させる必要があるという改正最低賃金法の趣旨を踏まえ、改定に向けて円滑な審議が行われるよう努めている状況がみられる。

また、改正最低賃金法の周知・広報について積極的に取り組むとともに、改定された最低賃金額の周知・広報についても、費用対効果を考慮しつつ、メディアを活用した各種手法による効果的な取組を行っている状況がみられ、中には、市町村、商工会議所及び商工会連合会に対して広報誌・紙への掲載に係る

[redacted]がみられるほか、
次のような問題点がみられる。

ア [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

イ 最低賃金主眼監督において、同一企業の多数の事業場を選定しており、効果的な監督指導が実施されていないもの

6 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

(1) 技能実習生

管内に多くの技能実習生が就労している局においては、技能実習生の法定労働条件の履行確保を重点として監督指導等に積極的に取り組んでいる状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 労使団体、入国管理局、県及び県警本部等から構成される「技能実習生受入適正化推進会議」を発足させ、①一次受入れ団体に対する受入れ適正化に係る要請、②縫製加工を発注する事業者団体に対する適正価格での発注の要請、などを行い、直接的な二次受入れ事業場に対する指導にとどまらず、受入れ環境の整備を図ることにより技能実習生の労働条件確保に努めているもの

イ [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

しかしながら、一部の局においては、署において、
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

などがみられる。

(2) 自動車運転者

総じて各局とも、自動車運転者については、労働基準法や自動車運転者の改善基準告示（以下「改善基準告示」という。）の遵守を中心とした労働条件の確保・改善に努めるとともに、地方運輸機関との合同監督・監査や相互通報を適切に実施している状況がみられ、中には、署において、市町村から委託を受け運行されているいわゆるコミュニティバスについて、
改善基準告示違反の是正勧告を行うとともに、市町村に対しても委託者として改善に向けた協力を行うよう要請した結果、早期に是正が行われたものがみられる。

しかしながら、一部の局においては、地方運輸機関からの通報事案について、①
②
など、適切な処理が行われていないものがみられる。

第3 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況

1 年間監督指導計画の策定状況

総じて各局とも、年間監督指導計画（以下「監督指導計画」という。）の策定に当たっては、
効果的に監督指導を行う計画となるよう努めている状況がみられ、中には、
効率的に計画策定に係る業務が実施されるよう努めているものがみられる。

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点がみられる。

ア 計画策定段階において、署に対し業務運営上の留意事項等について口頭のみ

で指示し、計画策定後によりやく当該指示に係る通達を発出している上に、その通達においても、具体的な実施事項が明らかとなっていないなど、年度当初における計画策定の重要性の認識を欠いた不適切な対応を行っているもの

イ

[Redacted text block]

ウ

[Redacted text block]

2 年間安全衛生業務計画の策定状況

総じて各局とも、安全衛生業務については、管内状況を踏まえ、安全衛生業務運営要領に基づき年間安全衛生業務計画（以下「安全衛生計画」という。）を策定し、計画的に推進しようと努めている状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、いまだに局安全衛生主務課が実施する、特定機械等の検査、検査業者に対する監査指導、集団指導等に係る安全衛生計画が策定されていないものがみられるほか、

[Redacted text block]

など、対象事業場を的確に選定できるものとなっていないものがみられる。

3 監督指導計画と安全衛生計画の調整の状況

総じて各局とも、監督指導計画と安全衛生計画の策定に当たっては、各署に対し事前に計画案の提出を求め、監督課と安全衛生主務課との協議を行った上で指

導調整を行っている状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点がみられる。

ア 監督指導計画に係る調整会議において、①

[Redacted]

②

③

イ 監督指導計画に係る調整会議において実施時期の変更等を指示したものについて、その後の計画提出時に改善結果を確認していないため、調整の結果が反映されない計画のままとなっているもの

ウ 安全衛生計画に係る調整会議において、署が実施することとしている集団指導、個別指導等が計画されていないにもかかわらず、これを確認することなく、必要な指導調整が行われないまま放置されているもの

エ 監督課と安全衛生主務課との間で事前の協議を行わないまま調整会議に臨んでいるため、例えば、安全衛生管理に問題のある事業場に対する対応について、

第4 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

1 申告・相談事案への対応

総じて各局とも、申告・相談件数が増加基調にある中で、申告・相談者の置かれている状況に意を払い、懇切・丁寧な対応に努めている状況がみられ、中には、申告受理件数が大幅に増加する中、

[Redacted] 的確な進行管理を行っているものがみられる。

しかしながら、一部の局においては、

[redacted] 申告者の立場に意を払わない不適切な対応を行い、また、署管理者においてもこれに対して必要な指導を行っていないものがみられる。

2 監督指導業務の実施状況

(1) 監督指導の実施状況

各局とも、申告・相談が多く寄せられる中であって、監督指導については、監督指導計画に基づく着実な実施に努めている状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点がみられる。

ア 署の監督指導計画や一般労働条件確保・改善対策に係る3か年計画について、署幹部の人事異動に際し、計画の内容はもとより、その背景にある行政課題や署としての対処方針を策定した考え方等について十分な引継ぎを行わなかったため、署幹部の一部においてこれらについての十分な理解がないまま、業務運営を行っているもの

イ [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

ウ [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

(2) 司法処理の取組状況

各局とも、重大・悪質な法違反に対しては、強制捜査を含めた厳正な司法処理に取り組んでいる状況がみられ、中には、[redacted]
[redacted]のほか、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 全国にまたがる大型賃金不払事件について、[redacted]

[redacted]
[redacted]
[redacted] 組織的
な捜査に積極的に取り組んでいるもの

イ 石綿等に係る労働安全衛生法違反事案について、① [redacted]
[redacted] 監督
指導を実施し、その結果に基づき当該施工業者を司法処分に付したものの、②
大手製造業の事業場に対する臨検監督時に、石綿をその重量の0.1%を超え
て含有する部材の使用を確認したことから、当該事業場を司法処分に付した
ものなど、厳正に対処しているもの

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点がみられる。

ア [redacted]
[redacted]
[redacted]

イ 署において、特段の理由なく、6か月の長期にわたり何ら処理が行われて
いないにもかかわらず、署管理者による適切な進行管理が行われていないも
の

3 安全衛生業務の実施状況

総じて各局とも、局版の安全衛生業務運営要領及び安全衛生計画に基づき、安
全衛生業務の効率的な運営に努めている状況がみられ、中には、局において、
[redacted]
[redacted] 迅速な災害調査等を実施している
ものがみられる。

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点がみられる。

ア 署において、特段の理由なく、災害調査実施後6か月経過してもなお復命書
が作成されていないにもかかわらず、署管理者による適切な進行管理が行われ
ていないもの

イ 登録製造時等検査機関等に対する監査指導について、①過去に監査指導を行
っていない機関に対しては、立入監査を実施すべきであるにもかかわらず、代
表者等の召致により実施しているもの、②主体的能力を勘案せず、代表者等の

召致による実施が可能な機関に対しても全数立入監査を実施することとしたため、本省で定めた実施頻度を下回っているもの

第5 その他

1 地方労働基準監察制度の運営状況

多くの局においては、地方労働基準監察については、管内の実情を考慮した監察項目を設定し、実施前には局長から直接指示を受け、適切に実施するとともに、的確な改善の指示を行うなど、適切な実施に努めている状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点がみられる。

ア ①

また、申告処理における措置が適切に行われていないにもかかわらず、何ら指摘がなされていないもの、②単に申告の長期未処理事案の存在や監督指導等の実施率・違反率が低い事実を指摘するにとどまり、問題の生じた原因や是正のために講ずべき方策に踏み込んだ指摘を行っていないものなど実効ある監察を実施していないもの

イ 監察実施結果における重要な事項について、①局長名の文書による指示を行わず、口頭指導等にとどめているもの、②監察実施から5か月経過後に局長名の文書による指示を行っているもの

ウ 監察実施結果に対する改善報告について、例えば、時間外労働協定届の窓口指導を徹底していない旨の指摘に対し、単に、窓口指導を徹底したとの記載がなされているだけのものなど、具体的な改善状況等の記載がないにもかかわらず、担当監察官がその内容の確認を行っていないもの

2 労働基準行政内部の研修の実施状況

総じて各局とも、研修については、研修計画を策定し、着実に実施している状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 新任の監督官に係る後期実地研修において、ブロック内の各局と調整し、各局に配属された新任の監督官すべてを対象として、実地に種々の現場での作業や機械の操作等を経験させる合同研修を実施しているもの

イ 職員が労働基準行政全般にわたる知識を深めることができるよう、署長自らが署内報を作成し、毎月の署内会議においてこれを説明しているもの

しかしながら、一部の局においては、①新任の監督官の後期実地研修において、監督指導の実地研修が数件しか実施されておらず、局の統括研修指導教官においてもその状況を把握していないもの、②新任の監督官の実地訓練において、製造業等に係る監督指導に必要な技法の体得及び司法事件処理要領の習得等訓練課程の単位数が大幅に不足しているものがみられる。